

大同大学同窓会評議員選出に係る申し合わせ

大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第 18 条による評議員等の選出に関してはこの申し合わせの定めるところによる。

第 1 条 会長は、一般社団法人大同大学同窓会(以下「法人」という。)理事会において、代表理事に選任された者がこれにあたる。

第 2 条 副会長は、法人理事会において理事に選任された者より、3 名を執行委員会において選任する。

2 副会長となる者は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、大同大学同窓会会員(以下「会員」という。)として規範となること。

(2) 本会活動に精通していること。

(3) 大学行事に理解を示し、良好な関係を構築できること。

3 候補者多数の場合は、執行委員会において票決する。

第 3 条 顧問は、執行委員会において推薦し総会において承認する。

第 4 条 参与は、執行委員会において推薦し、総会において承認する。

2 参与となる者は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、会員として規範となること。

(2) 本会活動に精通していること。

(3) 代表委員経験者であることが望ましい。

第 5 条 支援組織連絡協議会代表は、会長および副会長による合議により支援組織の代表者 1 名を推薦し、執行委員会において選任する。

第 6 条 代表委員長候補者は、自薦他薦を問わず公募とする。

応募の条件は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、会員として規範となること。

(2) 本会活動に精通していること。

(3) 評議員経験者であること。

2 代表委員長は、執行委員会において選任する。

第 7 条 代表委員候補者は、自薦他薦を問わず公募とする。

応募の条件は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、会員として規範となること。

(2) 本会の目的および事業を理解できること。

(3) 本会活動に積極的に参画できること。

2 本会 60 周年記念奨学生として採用された会員は会長が代表委員候補として推薦する。

3 代表委員は、執行委員会において推薦し、総会において承認する。

第 8 条 事務局は、本申し合わせに従い、評議員推薦にかかる準備を任期最終年度に速やかに行う。

(附則)

第 1 条 この申し合わせは、2018 年 5 月 26 日から施行する。(制定)

第 1 条 この申し合わせは、2019 年 5 月 25 日から施行する。(法人設立に伴う部分改正)

第 1 条 この申し合わせは、2023 年 5 月 27 日から施行する。(部分改正)

第 1 条 この申し合わせは、2024 年 5 月 25 日から施行する。(部分改正)